

「多重債務者相談強化キャンペーン 2026」の実施要領

1. 実施内容

(1) 無料相談会の開催

- 本キャンペーン期間中に、都道府県、当該都道府県の弁護士会及び司法書士会並びに中小企業団体(注1)が共同で消費者及び事業者向けに多重債務に係る無料相談会(常設の相談窓口の時間外対応を含む。)を開催する。
(注1) 全国の商工会議所及び商工会並びに都道府県中小企業団体中央会
- 無料相談会の開催場所、日時その他詳細は、都道府県、当該都道府県の弁護士会及び司法書士会(事業者向けの無料相談会を開催する場合には中小企業団体を含む。)が協議・調整の上、決定する。
- 無料相談会の開催日時について、休日・夜間に相談を受け付けるなど、多数の相談者が相談しやすいよう設定する。また、無料相談会の会場では「多重債務」相談という名称に抵抗を持つ相談者に配慮し、人目を気にせずに足を運べるように工夫を行う。
- 事業者向けの相談会を開催する場合、中小企業団体の経営指導員等の参加を呼び掛け、多重債務に係る相談に加え、事業者向けの融資制度の紹介その他経営相談を行うことができるようにする。
- 無料相談会に係る費用のうち、無料相談会に参加する弁護士、司法書士、中小企業団体の経営相談員等の費用は、それぞれが所属する団体で負担する。また、無料相談会の会場に相談用の仮設電話を設置する場合の費用は、原則として、弁護士会及び司法書士会で負担する。
- 必要に応じて、当該都道府県を管轄する財務局・支局及び沖縄総合事務局、都道府県内の市区町村・消費生活センターの相談員又は担当職員に無料相談会への参加・協力を求める。

(2) 関連部局等との連携

①自殺対策の相談窓口との連携

- ・ 無料相談会等(常設の相談窓口を含む。)の実施に当たっては、自殺対策の相談窓口と連携することが重要である。具体的には、自殺対策の相談窓口に多重債務相談のパンフレットを配置する、無料相談会等の相談者から自殺関連の相談が寄せられた場合に自殺対策の相談窓口に誘導するなどが考えられる。
- ・ 特に、9月10日から16日までの自殺予防週間(自殺対策基本法第7条第2項)においては、都道府県その他の地方公共団体が当該週間に行う自殺対策に係る事業と連携することが適当と考えられる。

「自殺対策」(厚生労働省 WEB サイト)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/index.html

②生活困窮者自立相談支援事業等の相談窓口との連携

- ・ 無料相談会等の実施に当たっては、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業等の相談窓口と連携することが重要である。具体的には、相談者が生活に困りごとや不安を抱えている場合には相談者の居住する市区町村の生活困窮者自立相談支援事業の相談窓口を紹介する、また、当該都道府県の福祉担当部局や社会福祉協議会、当該都道府県内の市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村の福祉担当部局や社会福祉協議会等とも協力し生活困窮者自立相談支援事業等の相談窓口である自立相談支援機関等との間で相談内容を共有するなどが考えられる。

「生活困窮者自立支援制度」（厚生労働省 WEB サイト）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>

③ギャンブル等依存症対策に関する相談拠点等との連携

- ・ 無料相談会等の実施に当たっては、ギャンブル等依存症対策に関する相談拠点等（精神保健福祉センター、保健所、自助グループ等）と連携することが重要である。具体的には、無料相談会等においてギャンブル等依存症が疑われる相談者に対しては、専用のマニュアル（注２）を踏まえた相談業務を行うとともに、ギャンブル等依存症対策に関する相談拠点等に誘導するなどが考えられる。

（注２）「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」（金融庁 WEB サイト）

<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/gambling/20200331/01.pdf>

「依存症対策」（厚生労働省 WEB サイト）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789.html>

④その他の部局等との連携

上記以外では、以下のような連携が考えられる。

- ・ ヤミ金融に関する相談が寄せられた場合には、警察への情報提供を行う。
- ・ 公的な融資制度に関する相談が寄せられた場合には、事業者については、制度融資担当部局及び日本政策金融公庫等の公的金融機関等、消費者については、福祉担当部局及び社会福祉協議会等を紹介する。
- ・ 徴収部門（税金、国民健康保険、公営住宅等）において、多重債務者に陥っている可能性のある相談者等を発見した場合は無料相談会等に誘導する。

（３）周知・広報の実施

- 無料相談会の開催、常設の相談窓口の案内及びヤミ金融（注４）の利用防止に係る周知・広報を行う。その際、一般に向けて理解しやすい表現を用いるとともに、広告媒体については、地域に密着したもの及び若年者の目にも留まりやすいものを利用する（フリーペーパー、回覧板、SNS等）。

（注４）「金融庁からのお願い・注意喚起」（金融庁 WEB サイト）

【借入れに関する注意喚起】・【無登録業者に関する注意喚起】

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/chuui.html>

2. 期待される効果

- 全国的にキャンペーンを展開することで、潜在的な相談者の掘り起こしを行うとともに、常設の相談窓口の認知度を向上させ、相談者が相談窓口を訪れる契機となる。
- 自治体の相談員又は担当職員が弁護士及び司法書士と同席して多重債務相談に当たることにより、相談に関する経験を積むことが期待できる。
- 各都道府県と弁護士会及び司法書士会並びに中小企業団体が連携の上、関係機関の協力を得てキャンペーンを展開することで、相互の連携が深まる。
- 自殺対策や、生活困窮者自立支援制度、ギャンブル等依存症等の関連部局等との緊密な連携を行うことで、相談者に対する支援の円滑な実施に寄与する。

3. 留意点

（１）債務整理費用の負担軽減等

無料相談会等を経て債務整理の手続に移行する場合、弁護士及び司法書士は以下の点に留意する。

- 特定調停により債務整理を行うことが適当と判断される場合、積極的に特定調停の手続を薦め、相談者の費用負担軽減に努める。
- 債務整理に係る弁護士及び司法書士の費用については、その実情に応じ極力低廉な価格に設定し、分割返済を基本とする。
- 相談者に対して、日本司法支援センターの民事法律扶助制度に関する説明を行い、必要な場合はその活用を図る。
- 債務整理の手続を行う場合、以後新たな借入れ等が困難となる可能性がある旨を相談者に説明する。

（２）その他

- 都道府県、当該都道府県の弁護士会、司法書士会及び中小企業団体以外が上記の取組みを行う場合、本実施要領に則した対応を行うことが望ましい。

（以 上）